

## 生活保護受給世帯等の者における養成施設等への入学前の貸付取り扱い要領

### (目的)

第1条 この要領は滋賀県保育士修学資金貸付事業実施要綱第7条第1項 により、申請者のうち、生活保護受給世帯等の者が養成施設等へ入学する前に行う保育士修学資金（以下、修学資金という。）の貸付の申請等にかかる取り扱いを定めるものとする。

### (貸付申請)

第2条 修学資金の貸付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添えて県社協に申請する。

- (1) 保育士修学資金貸付申請書
- (2) 申請者が高校生の場合にあつては、在籍する高等学校の長の推薦書
- (3) 申請者が高校生の場合にあつては、在籍する高等学校の調査書または内申書
- (4) 申請者の属する世帯の生活保護受給証明書または住民税非課税証明書等
- (5) 連帯保証人のうち申請者と生計を一にし、かつ、その生計を主として維持している者の前年の所得を証明する書類
- (6) 世帯全員の住民票

### (福祉事務所からの意見書)

第3条 申請者が生活保護受給世帯である場合、県社協会長は福祉事務所長に対して、申請者の資金貸付による自立助長の効果に関して様式第2号の3により意見を求めなければならない。

県社協会長は、福祉事務所からの意見を勘案し、貸付審査を行うものとする。

### (審査ならびに通知)

第4条 県社協会長は、第2条による申請ならびに第3条により福祉事務所長の意見があつた場合、速やかに審査をし、貸付の内定の可否について決定するものとする。

- 2 県社協会長は、修学資金の貸付をすることを内定したときにあつてはその旨を保育士修学資金貸付内定通知書により、修学資金の貸付をしないことを決定したときにあつてはその旨を保育士修学資金貸付不承認決定通知書により申請者に通知するものとし、生活保護受給世帯においては、貸付の可否および決定した時には貸付決定額等を福祉事務所長あて報告することとする。

### (入学試験結果の報告)

第5条 申請者が養成施設等への入学試験に合格し、入学する意思がある場合、合格通知書の写しを県社協会長に提出する。

### (貸付決定)

第6条 前条により報告を受けた県社協会長は、保育士修学資金貸付決定通知書により速やかに申請者ならびに福祉事務所長に決定を通知するものとする。

(初回の貸付金の振込み日の決定)

第7条 県社協会長は、福祉事務所長と協議のうえ、初回の貸付金の振込み日を決定するものとする。

(保護変更決定の報告)

第8条 申請者は、福祉事務所長から保護変更決定通知があった場合、その写しを速やかに県社協会長に提出しなければならない。

(初回の貸付金の振込み)

第9条 県社協会長は、保護変更決定通知書の写し等により生活保護が廃止されたことを確認できた場合、速やかに貸付金を振り込まなければならない。

(入学後の状況確認)

第10条 県社協会長は、修学資金の貸付を受けた者が養成施設等へ入学した後の学業等の状況を当該養成施設等の協力を得て定期的に把握するとともに、当該養成施設等卒業後の就労支援に努めなければならない。

付 則

1. この要領は平成25年4月1日から施行する。

付 則

1. この要領は平成28年9月7日から施行する。

付 則

1. この要領は平成29年8月31日から施行する。

付 則

1. この要領は平成30年8月31日から施行する。